

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令 新旧対照表 (抄)
 ○ 福島復興再生特別措置法施行規則 (平成二十四年復興庁令第三号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請) 第四条 法第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人(以下この項及び次項において「申請者」という。)は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画(法第二十条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条及び次条において同じ。)その他の事項について記載した別記様式第二の一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。 一〜三 (略)</p> <p>四 申請者が法第二十五条の規定の適用を受けようとする場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 避難指示(法第四条第四号に規定する避難指示をいう。次項及び第四項において同じ。)であつて法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるもの対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事業所が所在していたことを証明する書類</p> <p>ロ 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載されている避難解除等区域復興再生推進事業(法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業をいう。)の用に供する施設又は</p>	<p>(避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定の申請) 第四条 法第二十条第一項の規定を受けようとする個人事業者又は法人は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二の一による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。 一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p>

設備の新設、増設、更新又は修繕（以下この号において「施設の新設等」という。）に関する次に掲げる事項の内容が確認できるもの

(1) 施設の新設等をする予定地（次項及び第四項において「事業予定地」という。）

(2) 施設の新設等に要する費用の支出に充てるための積立金の総額及び積立期間

五 前四号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 法第二十五条の規定の適用を受けようとする申請者は、事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して三年を経過する日までの間に第一項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出するものとする。

3 第一項の申請に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

4 第一項第四号ロ(2)の添付書類に記載する同号ロ(2)に規定する積立金の積立期間は三年を超えないものとする。その末日は事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して五年を経過する日以前とするものとする。

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の申請）

第五条 法第二十条第四項の規定により避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定を受けようとする個人事業者又は法人は、別記様式第二の三による申請書に第四条第一項各号に掲げる書類のうち

四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

（新設）

2 前項の申請に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

（新設）

（新設）

当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

(特定市町村)

第六条 法第三十三条第一項の復興庁令で定める福島の市町村は、福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町及び新地町とする。

(新設)

(住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業)

第七条 法第三十三条第二項第二号への復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第六号までに掲げる事業にあつては、特定避難勧奨地点の設定の対象となつた区域(伊達市の区域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)又はこれらの事業の実施に当たり特定避難勧奨地点の設定の対象となつた区域と密接不可分と認められる周辺の区域において実施されるものに限る。

(新設)

- 一 個人線量管理・線量低減活動支援事業
- 二 相談員育成・配置事業
- 三 農山村地域復興基盤総合整備事業のうち農業水利施設等保全再生事業(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
- 四 生活環境向上支援事業
- 五 水道施設整備事業

六 放射線測定装置・機器等整備支援事業

(住民の帰還の促進を図るための環境を整備するために必要な事業)

第八条 法第三十三条第二項第二号トの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業
- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業
- 三 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第二項第二号に規定する定住等及び地域間交流の促進に関する事業
- 四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業
- 五 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業
- 六 法第三十三条第二項第二号イからへまでに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業
- 七 その他内閣総理大臣が定める事業

(帰還環境整備交付金の配分計画の作成)

第九条 内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村等（法第三十四条

(新設)

(新設)

第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等をいう。以下同じ。）から、同項の規定により帰還環境整備事業計画（法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画をいう。第十一条第一項において同じ。）の提出を受けた場合は、帰還環境整備交付金（法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により帰還環境整備交付金交付担当大臣（同項に規定する帰還環境整備交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。）が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2| 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、帰還環境整備交付金交付担当大臣と協議するものとする。

（帰還環境整備交付金の交付の方法等）

第十条 帰還環境整備交付金の交付の事務は、帰還環境整備交付金事業等（法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「帰還環境整備交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2| 避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の帰還環境整備交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3| 帰還環境整備交付金交付担当大臣は、避難指示・解除区域市町村等にそれぞれ帰還環境整備交付金を交付するものとする。

4| 前条及び前三項に定めるもののほか、帰還環境整備交付金の交付の

（新設）

対象となる事業又は事務、帰還環境整備交付金の交付の手續、帰還環境整備交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

(帰還環境整備事業計画の実績に関する評価)

第十一条 避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2| 避難指示・解除区域市町村等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

(法第三十六条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第十二条 確認(法第三十六条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第三による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2〜9 (略)

(法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第十三条 確認(法第三十七条に規定する確認をいう。以下この条にお

(新設)

(法第二十六条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第五条 確認(法第二十六条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第三による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一〜三 (略)

2〜9 (略)

(法第二十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第六条 確認(法第二十七条に規定する確認をいう。以下この条におい

いて同じ。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第七による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 6 (略)

(法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第十四条 確認(法第三十八条に規定する確認をいう。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十二による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(生活の拠点を形成するために必要な事業)

第十五条 法第四十五条第二項第三号ハの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 文化財保護法第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業

二 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関

て同じ。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第七による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 6 (略)

(法第二十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第七条 確認(法第二十八条に規定する確認をいう。)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十二による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(生活の拠点を形成するために必要な事業)

第八条 法第三十五条第二項第三号ハの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定

する事業

三 下水道法第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

四 (略)

五 法第四十五条第二項第二号に掲げる事業、同項第三号イ及びロに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業

六 (略)

(生活拠点形成事業計画の添付書類)

第十六条 法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画(法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画をいう。次条第一項及び第十九条第一項において同じ。)を提出しようとする福島県等(法第四十六条第一項に規定する福島県等をいう。以下同じ。)は、当該生活拠点形成事業計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 避難元市町村(法第四十四条第一項に規定する避難元市町村をいう。次号において同じ。)の住民の避難の状況を示す書類

二 避難先市町村(法第四十五条第一項に規定する避難先市町村をいう。)が法第四十五条第二号に規定する公営住宅の整備又は管理に関する事業を実施しようとする場合においては、避難元市町村の同意を得たことを証する書類

(生活拠点形成交付金の配分計画の作成)

する都市公園の新設又は改築に関する事業

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

四 (略)

五 法第三十五条第二項第二号に掲げる事業、同項第三号イ及びロに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業

六 (略)

(生活拠点形成事業計画の添付書類)

第九条 法第三十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画を提出しようとする福島県等(以下同じ。)は、当該生活拠点形成事業計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 避難元市町村(法第三十四条第一項に規定する避難元市町村をいう。次号において同じ。)の住民の避難の状況を示す書類

二 避難先市町村(法第三十五条第一項に規定する避難先市町村をいう。)が法第三十五条第二号に規定する公営住宅の整備又は管理に関する事業を実施しようとする場合においては、避難元市町村の同意を得たことを証する書類

(生活拠点形成交付金の配分計画の作成)

第十七条 内閣総理大臣は、福島県等から、法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画の提出を受けた場合は、生活拠点形成交付金（同条第三項に規定する生活拠点形成交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により生活拠点形成交付金交付担当大臣（同項に規定する生活拠点形成交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。）が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、生活拠点形成交付金交付担当大臣と協議するものとする。

（生活拠点形成交付金の交付の方法等）

第十八条 生活拠点形成交付金の交付の事務は、生活拠点形成交付金事業等（法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「生活拠点形成交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2 福島県等は、生活拠点形成交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の生活拠点形成交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 生活拠点形成交付金交付担当大臣は、福島県等にそれぞれ生活拠点形成交付金を交付するものとする。

4 （略）

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第十九条 （略）

第十条 内閣総理大臣は、福島県等から、法第三十六条第一項の規定により生活拠点形成交付金事業計画の提出を受けた場合は、生活拠点形成交付金（同条第三項に規定する生活拠点形成交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する交付担当大臣と協議するものとする。

（生活拠点形成交付金の交付の方法等）

第十一条 生活拠点形成交付金の交付の事務は、生活拠点形成交付金事業等（法第三十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「交付担当大臣」という。）が行う。

2 福島県等は、交付担当大臣に交付の申請書その他の生活拠点形成交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 交付担当大臣は、福島県等にそれぞれ生活拠点形成交付金を交付するものとする。

4 （略）

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第十二条 （略）

(産業復興再生計画の認定の申請)

第二十条 福島県知事は、法第六十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十六による申請書その他の法第六十一条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一 (略)

二 法第六十一条第四項の規定により聴いた関係市町村長及び同条第

二項第三号に規定する実施主体の意見の概要

三 法第六十一条第五項の提案を踏まえた産業復興再生計画(同条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。次条において同じ。) についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

四 法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第十一条第一項の規定による提案と併せて法第六十一条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案に係る書類の写し

五 (略)

(産業復興再生計画の変更の認定の申請)

第二十一条 福島県知事は、法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により産業復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第十七に

(産業復興再生計画の認定の申請)

第十三条 福島県知事は、法第五十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十六による申請書その他の法第五十一条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一 (略)

二 法第五十一条第四項の規定により聴いた関係市町村長及び同条第

二項第三号に規定する実施主体の意見の概要

三 法第五十一条第五項の提案を踏まえた産業復興再生計画(同条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。次条において同じ。) についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

四 法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第十一条第一項の規定による提案と併せて法第五十一条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案に係る書類の写し

五 (略)

(産業復興再生計画の変更の認定の申請)

第十四条 福島県知事は、法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により産業復興再生計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第十七によ

よる申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該産業復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第二十二條 法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画(同項に規定する認定産業復興再生計画をいう。)の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

(地熱資源開発事業に係る記載事項)

第二十三條 法第六十七条第二項第三号の復興庁令で定める事項は、内容及び実施主体とする。

(法第六十七条第六項の復興庁令で定める軽微な変更)

第二十四條 法第六十七条第六項の復興庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第六十八条第一項及び第六十九条第一項の規定による地熱資源開発事業に係る記載事項の追加又は変更であつて、地熱資源開発事業の趣旨の変更を伴わないもの

三 前二号に掲げるもののほか、地熱資源開発計画(法第六十七条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。)の趣旨の変更を伴わ

る申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該産業復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

(法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更)

第十五條 法第五十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画(同項に規定する認定産業復興再生計画をいう。)の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

(地熱資源開発事業に係る記載事項)

第十六條 法第五十七条第二項第三号の復興庁令で定める事項は、内容及び実施主体とする。

(法第五十七条第六項の復興庁令で定める軽微な変更)

第十七條 法第五十七条第六項の復興庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定による地熱資源開発事業に係る記載事項の追加又は変更であつて、地熱資源開発事業の趣旨の変更を伴わないもの

三 前二号に掲げるもののほか、地熱資源開発計画(法第五十七条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。)の趣旨の変更を伴わ

い
の

い
の